

くもんみょうまつのきかいどういせき 10. 公文名松ノ木海道遺跡

所在 地：敦賀市公文名 22 号松ノ木海道 13 番 1

調査原因：集合住宅新築工事

調査期間：令和 3 年 1 月 14 日～令和 3 年 2 月 26 日

調査主体：敦賀市教育委員会

調査面積：230 m²

時 代：奈良・平安時代



位置図 (S=1/50,000)

調査の概要 公文名遺跡は古墳時代～平安時代の散布地として、福井県の遺跡地図に登録されている遺跡で、北側には公文名北遺跡が接して位置しています。今回の調査地は公文名遺跡の上端であり、集合住宅の基礎範囲を中心に調査を行いました。土地の調査前の履歴は宅地造成地、畠地であり、約 30 cm の客土が畠の作土の上に堆積していました。調査の結果、竪穴式建物跡 6 棟、平地式住居跡 1 棟、掘立柱建物跡 2 棟が見つかりました。

遺構 調査区西に 2 棟、東に 2 棟、北に 1 棟、南に 1 棟の計 6 棟の竪穴式住居 (SI01～06) が発見され、このうち 2 棟の竪穴式建物 (SI02, SI03) からかまどが見つかっています。調査区のなかで竪穴式建物の全貌を捉えた遺構はありませんでしたが、推定規模 5～6m 四方の正方形を呈していたと考えられます。掘立柱建物は竪穴式建物よりも後に建てられていて、柱の規模から、建物は一般的な（農民など）の住居ではなく、公的な施設だった可能性が窺えます。また調査区南側中央には平地式住居跡が検出されており、壁板とそれを支える杭が刺さっていた跡が見つかっています (SI07)。この建物は竪穴式建物や掘立柱建物よりも前の時期に平地式住居も建てられたようです。



図 1 遺構のようす（北東から）

遺物 注目すべき遺物は、竪穴式住居内 (SI03) で発見された皿形の赤彩土師器と、すずりです。破片も含めると、赤彩土師器は約 20 点出土しました。赤彩土師器は 7 世紀後半から 8 世紀後半の時期に都の役所で使用された食器を模したものです。律令制度が地方でも整つてくると都と同様の祭祀を地方でも行うようになり、そのときに使用する食器として、都の土師器を忠実に模倣した赤彩土師器がそれぞれの地方でも特別に製作されました。赤彩土師器はこのように特別な時に使用するものであったため、遺跡から出土するものは少量かつ破片であることが多いのですが、公文名松ノ木海道遺跡では竪穴式建物内から完形の赤彩土師

器（皿）3点が見つかり、そのうち1点は建物床面に掘られた穴から蓋がかぶせられた状態で発見されました（図2）。この蓋つきの皿は意図的に埋納されたことが予想されます。土師器の埋納例は全国各地に存在しており埋納の明確な理由は不明ですが、この建物が特別な施設であり、それを遺棄する際の地鎮のためだったのかもしれません。

すずりは「円面硯」と呼ばれる特徴的な脚部を持つすずりの破片（図3）と、食器として製作された須恵器の蓋をすずりに転用して使用されたもの（転用硯）が出土しました（図4）。すずりの出土はここに文字を書ける人がいたことを示し、また刀子や砥石、鉄滓など鍛冶工房に関連する遺物も出土していることから、この遺跡が工房の一部であり、さらには工房・記録を管理するような人物がいた可能性があります。



図2 赤彩土師器（右：皿、左：出土時の様子）



図3 円面硯（破片）

図4 転用硯と鉄滓

まとめ 遺構の規模や遺物の内容を総合して検討すると、公文名遺跡松ノ木海道遺跡は、規模の大きな建物遺構、建物床に埋納された赤彩土師器、円面硯などいずれも一般的な集落遺跡にはない性格を持った遺跡だと言えます。墨書き器など遺跡の性格を明確に位置づける遺物が検出されていないため、推測の域はませんが今回の調査地区は平安時代の鍛冶工房とそれに伴う管理記録施設が存在した場所ではないかと考えられます。 （笠原朋与）